
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。16番、志田君から、一身上の都合により本日の定例会を欠席する届出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、城地君、7番、下川君を指名いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第2、「議案第1号 財産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号は、財産の取得についてでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により予定価格2,000万円以上の財産の取得には議会の議決が必要となりますことから、次のとおり財産を取得するため議案を上程するものでございます。

今回の財産の取得につきましては、令和7年3月の第2回町議会定例会において予算の議決をいただきました新ひだか町GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末等の整備に併せて行う小中学校指導者用端末整備に係る財産の取得でございます。当町では、国のGIGAスクール構想に基づき令和2年に児童生徒1人1台端末及び指導者用端末を整備し、活用を進めてまいりましたが、5年が経過し、端末の劣化や動作不良、故障が相次いでいる状況となっております。また、学習指導要領において、情報活用能力が学習の基礎となる資質、能力と位置づけられており、国のGIGAスクール構想第2期において教育のICT化の環境整備がより一層推進されることとなっておりますことから、既に6月の町議会定例会において財産の取得についての議決をいただき、整備を進めております児童生徒用端末更新に併せて、今回指導者用端末についても更新整備をしようとするものでございます。

では、議案第1号を御覧ください。「1. 取得しようとする財産及び数量」は、新ひだか町立小中学校指導者用端末123台でございます。

「2. 取得の目的」は、小中学校指導者用端末として。

「3. 取得方法」は、売買によるものでございます。

「4. 取得予定金額」は3,114万8,370円で、うち消費税及び地方消費税の額は283万1,670円です。

「5. 取得の相手方」は、日高郡新ひだか町三石本町168番地、有限会社ファーマシーでぐち代表取締役、藤森隆伸氏でございます。

また、本件につきましては令和7年11月14日付で仮契約を締結しておりまして、議会の議決をいただきました後に本契約を締結する予定でございます。

1枚おめくりください。参考資料であります、仕様明細を記載しておりますので、お目通しをいただければと思います。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 財産の取得について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号から議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第3、「議案第2号 令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(第5号)」から「議案第5号 令和7年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第2号)」までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川総務課長。

〔総務課長 及川啓明君登壇〕

○総務課長(及川啓明君) おはようございます。ただいま上程されました議案第2号から議案第5号について御説明いたします。

今回の補正予算の概要でございますが、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われることから、これに準じ、給与改定を本町においても行うこととしておりまして、その所要額について追加計上するものでございますが、条例改正案が可決した場合、予算執行に支障がある経費について補正を行うものでございます。

また、今回の補正予算につきましては、北海道の補助金を活用して実施される事業、その他施設維持に係る修繕料など、今回補正をしなければ事務事業の執行に支障を来すものについて予算計上しようとするものでございます。

なお、説明に当たりましては各費目の人件費につきましては人事院勧告に基づく追加補正となり、大変多くございますので、説明については省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の説明に入ります。議案第2号は、令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(第

5号)でございます。

令和7年度新ひだか町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,456万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億2,016万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、継続費の補正でございます。継続費の変更は、「第2表 継続費補正」のとおりでございます。

第3条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条の1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」のとおりでございます。

第4条は、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第5条は、地方債の補正でございます。地方債の補正の変更は、「第5表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細で御説明いたしますので、一般の11ページをお開きください。3歳出でございます。1枚おめくりください。13ページの中段になります。2款 総務費、1項 総務管理費、14目 諸費では166万7,000円の追加計上で、令和6年度の各種事業費確定に伴う国庫負担金等の返還分を追加するものでございます。

次に、18ページを御覧ください。3款 民生費、1項 社会福祉費、7目 老人支援費では499万7,000円の追加で、人件費のほか、中段になりますが、事業目5 日高中部広域連合負担金では266万5,000円の追加でございますが、広域連合における人件費の補正に伴う構成町負担金の追加でございます。

続きまして、21ページをお開きください。4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費では4,845万円の減額で、人件費の追加のほか、事業目7 国民健康保険診療所建設等準備経費では4,905万5,000円の減額で、今年度実施している国民健康保険診療所建設において職員住宅の解体スケジュールが延伸したことに伴い、今年度執行予定でありました管理業務委託1,133万5,000円と工事請負費3,772万円の執行が令和8年度の支出となることから、予算額について減額し、併せて継続費の変更もさせていただくものでございます。また、これに伴い見込んでおりました病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金1,886万円及び国民健康保険診療所施設整備事業債3,010万円も歳入で減額させていただいております。

22ページに参ります。5目 保健活動費では166万1,000円の追加で、人件費のほか、事業目1 保健推進事業健康推進課分では保健活動資金としていただいた御寄附を活用して備品購入費51万円を追加し、健診用模型を整備するものでございます。

24ページをお開きください。6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費では1,263万8,000円の追加で、人件費のほか、事業目4 経営所得安定対策等推進事業事務経費の農政課分で1,219万1,000円の追加計上で、こちらは水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して支援するもので、本事業の財源として北海道の畑地化促進事業補助金を同額充当しております。本町の負担はございませんが、北海道から市町村を経由して事業者へ補助金を交付しなければ

ばならない間接補助事業となっております。

25ページに参りまして、4目 農業施設費では260万2,000円の追加計上でございますが、人件費のほか、事業目2 基幹集落センター管理経費40万7,000円の追加は令和8年度に実施予定の延出基幹集落センターの大規模改修工事に伴うアスベスト含有検査を実施するための業務委託料でございます。

26ページに参ります。6目 畜産施設費、事業目2 堆肥施設管理経費では244万円の追加で、本施設のホイールローダー等に係る修繕料として追加するもので、財源として公有自動車損害共済金41万4,000円を一部充当しております。

28ページに参ります。7款 商工費、8款 土木費は人件費のみの整理となっております。

少し飛びまして、32ページをお開きください。9款、1項、1目 消防費、事業目1 日高中部消防組合負担金では985万7,000円の追加で、日高中部消防組合における人件費等の補正に伴う構成町負担金の追加でございます。

36ページに参ります。10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費では77万4,000円の追加計上で、人件費のほか、事業目4 保健体育事務経費40万円の追加は、学校体育施設スポーツ開放事業の利用増に伴い管理業務委託経費を増額するものでございます。

2目 体育施設費では469万6,000円の追加計上でございます。事業目1 体育館管理経費85万円の追加は、静内体育館男子トイレ污水管修繕等に係る修繕料80万円と、次のページに参りまして、37ページになりますが、床下污水吸引作業手数料5万円を計上してございます。事業目2 温水プール管理経費384万6,000円の追加は、今年度実施しているプール可動床制御装置等の工事に伴い、可動床の動作確認を行うための使用水量が増加することから、光熱水費を189万5,000円追加するほか、施設各所に係る修繕を175万1,000円追加しております。また、温水プール維持管理資金として御寄附をいただいたことから、備品購入費20万円を追加購入し、各種施設用備品を整備するものでございます。

3目 乗馬施設費では356万6,000円の追加計上で、人件費のほか、事業目1 乗馬施設管理経費生涯学習課分では180万円の追加で、飼料用ロール牧草等の実績見込みの増加により追加をするものでございます。

38ページに参ります。13款 諸支出金、1項、1目 基金費では320万1,000円の追加計上でございます。事業目1 各種基金積立金では320万1,000円を減債基金に積み立てようとするものでございますが、「地方財政法」第7条の規定により繰越金の2分の1を下らない額は、繰越金の生じた翌々年度までに基金に積み立てなければならないとされておりますことから、令和6年度の繰越金2分の1相当額を積み立てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

なお、39ページ、40ページには給与明細書を添付しておりますが、こちらにつきましては説明を省略させていただき、後ほどお目通し願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、歳入の説明をいたしますので、8ページにお戻りください。2 歳入でございます。歳入の事項明細書につきましては、8ページから10ページのとおりでございます。

また、9ページになりますが、下段、20款、1項、1目 繰越金では5,561万8,000円の追加計上でございますが、令和6年度の収支決算で生じた純繰越金の全額を予算計上したものでございます。

そのほかの歳入につきましては、歳出の説明時に充当財源として御説明しておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、今回の補正予算の収支調整につきましては、8ページに戻っていただきまして11款、1項、1目 地方交付税3,459万3,000円の追加で調整しています。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、継続費補正の変更などについて御説明いたしますので、4ページをお開きください。第2表は、継続費補正(変更)でございます。4款 衛生費、1項 保健衛生費、事業名、新ひだか町立国民健康保険三石診療所(仮称)建設事業でございますが、歳出で御説明したとおり、事業総額の変更はございませんが、建設スケジュールの延伸に伴い令和7年度の予算執行がないことから、令和7年度、令和8年度の年割額を記載のとおりそれぞれ変更するものでございます。

「第3表 繰越明許費」でございます。8款 土木費、2項 道路橋梁費、事業名は地方道路整備交付金事業で5,800万円でございます。事業内容及び繰り越す理由でございますが、今年度実施している地方道路整備交付金事業、山手通線改良舗装事業でございますが、改良舗装工事が今年度中に完了しないことから、予算計上額6,100万円のうち5,800万円を繰越明許費として設定し、2か年で実施しようとするものでございます。

11款 災害復旧費、2項 土木施設災害復旧費、事業名は道路災害復旧事業で1億8,815万1,000円でございます。事業内容及び繰り越す理由でございますが、本事業は令和6年度の大雨被害に伴い被害を受けた春別農屋線の復旧事業が今年度中に完了しないことから、予算計上額1億9,000万円のうち1億8,815万1,000円を繰越明許費として設定するものでございます。下段になります。事業名は河川災害復旧事業で、6,000万円でございます。事業内容及び繰り越す理由でございますが、理由につきましては令和7年度9月20日の暴風雨に伴う災害復旧事業でございます。今年度中に事業が完了しないことから、予算計上額9,500万円のうち6,000万円を繰越明許費として設定し、2か年で実施しようとするものでございます。

5ページに参ります。「第4表 債務負担行為補正(追加)」でございます。3件ございまして、1件目は障がい者相談支援業務委託に係る債務負担行為、期間は令和7年度から令和8年度、限度額は606万5,000円でございます。当該事業につきましては現在業務委託が今年度末で終了することから、令和8年度の事業実施に伴い令和7年度中に委託事業者を選定するために設定しようとするものでございます。なお、令和7年度は契約行為のみとなっておりますので、本債務負担行為に係る執行はございません。

2件目の事項は、障がい児相談支援事業委託に係る債務負担行為でございますが、こちらも1件目に御説明した業務委託と同種の内容となっております。期間は令和7年度から令和8年度、限度額は283万6,000円でございます。当該事業につきましても令和8年度の事業実施に伴い令和7年度中に委託事業者を選定するために設定しようとするものでございます。なお、こちらも令和7年度は契約行為のみとなっておりますので、本債務負担行為に係る執行はございません。

3件目は、令和2年度を初年度として包括業務委託としている町立保育所管理運営業務、児童館管理運営業務、小中学校管理運営業務、スクールバス運行業務、多目的バス運行業務、移送サービス運行業務、社会教育施設管理運営業務の包括委託期間が今年度で終了することから、引き続き複数年で業務委託をするため債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間は令

和7年度から令和10年度までで、限度額は10億388万8,000円でございます。なお、令和7年度は契約行為のみでございますので、本債務負担行為に係る執行はございません。

「第5表 地方債補正(変更)」でございます。起債の目的は国民健康保険診療所施設整備事業、補正前限度額1億2,560万円を補正後限度額9,550万円にしようとするもので、地方債の総額の補正前限度額27億8,970万円を補正後限度額27億5,960万円にしようとするものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議案第3号から議案第5号につきましては、それぞれ担当課長、事務長より御説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 丸山上下水道課長。

〔上下水道課長 丸山 薫君登壇〕

○上下水道課長(丸山 薫君) おはようございます。議案第3号及び第4号について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、水道及び下水道事業会計において人事院勧告に基づく給与改定分について主に予算計上するものでございまして、条文のみの説明とさせていただきます。

議案第3号は、令和7年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

第1条は、総則でございまして、令和7年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正となり、令和7年度新ひだか町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款 水道事業費用は151万円を増額し、4億2,406万6,000円に、第1項 営業費用は同じく151万円を増額し、3億9,808万2,000円とし、第2款 簡易水道事業費用は11万5,000円を増額し、1億3,572万6,000円に、第1項 営業費用は同じく11万5,000円を増額し、1億2,894万9,000円にするものでございます。

第3条は、資本的支出の補正になり、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,331万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,825万6,000円、減債積立金3,300万円、建設改良積立金3,300万円及び過年度分損益勘定留保資金8,905万4,000円で補填するものとする。

支出、第1款 水道事業資本的支出は118万7,000円を増額し、8億2,506万7,000円に、第1項 建設改良費は同じく118万7,000円を増額し、7億1,425万円とし、第2款 簡易水道事業資本的支出は12万5,000円を増額し、2億9,435万9,000円に、第1項 建設改良費は同じく12万5,000円を増額し、2億690万7,000円にするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(1)職員給与費で205万4,000円を増額し、7,515万3,000円にするものでございます。

第5条は、繰越明許費となり、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を次のとおりとするものでございますが、日高自動車道建設に伴う補償工事において北海道開発局が進めていた仮設道路を建設するための用地協議が調わなかったことにより年度内に事業が完了しないことから、繰越明許費を設定するものでございまして、第1款 水道事業資本的支出の第1項 建設改良費において日高自動車道建設に伴う補償工事9,200万円を計

上するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号について御説明いたします。令和7年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

第1条は、総則でございまして、令和7年度新ひだか町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正となり、令和7年度新ひだか町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款 公共下水道事業費用は50万9,000円を増額し、7億8,556万9,000円に、第1項 営業費用は同じく50万9,000円を増額し、7億356万9,000円にするものでございます。

第3条は、資本的支出の補正になり、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,334万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,370万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,963万9,000円で補填するものとする。

支出、第1款 公共下水道事業資本的支出は22万6,000円を増額し、4億5,800万2,000円に、第1項 建設改良費は同じく22万6,000円を増額し、1億5,665万9,000円とし、第2款 特定環境保全公共下水道事業資本的支出は16万9,000円を増額し、2億6,191万7,000円に、第1項 建設改良費は同じく16万9,000円を増額し、1億1,949万3,000円にするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(1)職員給与費で84万7,000円を増額し、3,702万3,000円にするものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺町立病院事務長。

[新ひだか町立病院事務長 渡辺智之君登壇]

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) ただいま上程されました議案第5号について御説明いたします。

今回の補正予算の概要でございますが、一般会計補正予算と同様に当会計においても人事院勧告に基づく給与改定を行おうとするもので、その所要額2,937万5,000円の追加及び今回補正しなければ事務事業の執行に支障を来す経費の追加などを行おうとするものです。

なお、給与費につきましては、先ほど申し上げた理由により追加しようとするものでございますので、この後の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明に参ります。「議案第5号 令和7年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第2号)」でございます。

第1条は、総則でございまして、令和7年度新ひだか町病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、令和7年度新ひだか町病院事業会計予算、以下「予算」といいます。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものです。

収入の第1款 病院事業収益は56万5,000円を追加し、16億2,330万円に、第2項 静内医業外収

益は56万5,000円を追加し、3億7,162万7,000円にしようとするものです。

支出の第1款 病院事業費用は5,999万6,000円を追加し、20億8,893万4,000円に、第1項 静内医業費用は4,493万円を追加し、14億8,640万1,000円に、第5項 三石医業費用は1,506万6,000円を追加し、5億214万1,000円にしようとするものです。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,541万5,000円は当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金646万円で補填し、なお不足する額5,895万5,000円は一時借入金で措置するものとする。

収入の第1款 資本的収入は343万5,000円を追加し、2億1,557万7,000円に、第1項 静内補助金は175万5,000円を追加し、1億3,546万9,000円に、第3項 三石補助金は168万円を追加し、1,710万8,000円にしようとするものです。

1枚おめくりいただき、支出の第1款 資本的支出は377万9,000円を追加し、2億8,099万2,000円に、第1項 静内建設改良費は193万1,000円を追加し、6,193万1,000円に、第3項 三石建設改良費は184万8,000円を追加し、913万5,000円にしようとするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正しようとするものです。

(1)職員給与費を2,937万5,000円追加し、11億5,287万円にしようとするものです。

第5条は、債務負担行為でございまして、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

債務負担行為をしようとする事項は、町立病院院内保育所業務等の管理運営等に係る債務負担行為でございまして、期間は令和7年度から令和10年度の4年間とし、限度額は1億4,112万4,000円でございます。なお、令和7年度は契約のみでございます。

それでは初めに、収益的収支の補正内容を御説明いたしますので、病院2ページをお開き願います。下段の支出から御説明いたします。1款、1項 静内医業費用、2目 材料費は2,262万1,000円を追加しようとするもので、薬品費2,200万円の追加は当初の積算では令和5年度及び令和6年度の実績等を踏まえ予算計上しておりますが、これまでの診療実績や物価高騰等の影響により、このままでは予算の執行に支障を来すことから、追加しようとするものです。なお、5項 三石医業費用、2目 材料費800万円の追加につきましても同様の理由でございます。次に、医療消耗備品費62万1,000円の追加でございますが、上段の収入に記載しております北海道からの給付金を活用し、採血、静脈シミュレーターなどの整備を行おうとするものです。なお、当該給付金は人材確保対策として限られた人員でより効率的に業務を行う環境整備費用に対する給付金でございます。1床当たり4万円、2病院合わせて400万円を見込んでおり、後ほど御説明いたしますが、当該給付金を活用し、資本的収支においても備品を整備しようとすることから、歳入につきましても収益的収入及び資本的収入に分け、予算計上しております。

次に、上段の収入でございますが、1款、2項 静内医業外収益、5目 道補助金56万5,000円は、先ほど御説明した内容により追加しようとするものです。

続きまして、資本的収支の補正内容を御説明いたしますので、病院3ページを御覧願います。下段の支出から御説明いたします。1款 資本的支出は377万9,000円を追加しようとするもので、先ほど御説明した給付金を活用し、2病院において電子カルテ用端末などの整備を行おうとする

ものです。

次に、上段の収入でございますが、先ほど収益的収支のところでお説明した内容により道補助金として343万7,000円を追加しようとするものです。

以上で補正内容の説明を終わります。

なお、病院の1ページは予算実施計画、4ページ以降は予定キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書並びに予定貸借対照表となっておりますが、いずれもお目通しをいただき、説明は省略させていただきます。

以上で議案第5号の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第2号から議案第5号までに対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

初めに、「議案第2号 令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(第5号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号 令和7年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第4号 令和7年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第5号 令和7年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第4、「議案第6号 新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) ただいま上程されました議案第6号について御説明いたします。

今回の改正でございますが、国家公務員の給与につきましては、本年8月7日に人事院勧告が行われ、去る11月11日の閣議決定において当該勧告どおり改定を行うこととされたところでございます。本町におきましては、この人事院勧告の内容及び国の給与改定方針を踏まえ、本条例の一部を改正しようとするものでございます。今回の改定は、民間給与との格差を是正するため、各年代にわたる職員の給料月額の上上げを行うとともに、民間のボーナスの支給状況を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の上上げを行うこととされたところでございます。本町におきましては、従来から原則といたしまして給与制度につきましては国公準拠としているところであり、本件につきましても同様の改正をしようとするものでございます。

なお、職員組合との交渉につきましても既に妥結をしております。

それでは、改正内容につきまして御説明を申し上げます。議案第6号は、新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめぐりください。新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。条例改正の内容につきましては、議案第6号参考資料の説明要旨により御説明いたしますので、議案の16ページをお開きください。改正条例につきましては2条構成となっております。初めに1の第1条による改正の(1)給料表の改正で、別紙第1表、行政職給料表から別紙表第3、福祉職給料表関係となりますが、民間給与との格差を埋めるため若年層を重点に置き、行政職給料表におきましては初任給を一般職高卒者で1万2,300円、大卒者で1万2,000円の上上げ、その他の職員も昨年を上回る上上げを改定で全職員が在職する号俸について給料月額の上上げを行うものでございまして、医療職や福祉職の給料表についても行政職給料表との均衡を基本に同程度上上げを行う改正を行うものでございます。改定率等につきましては19ページの給与改定概要書に記載しておりますので、御参照願いたいと思います。

恐れ入ります。16ページにお戻りいただきまして、(2)初任給調整手当の限度額の改正、第22条関係でございますが、医療職給料表1の適用を受ける職員、医師に支給する初任給調整手当について、医師の処遇を確保する観点から支給月額の限度額を1,000円引き上げ、41万7,600円にするものでございます。

続きまして、(3)宿日直手当の額の改正、第30条関係でございますが、宿日直勤務を命ぜられた職員に対する勤務1回に係る限度を通常の宿日直勤務は300円引き上げ4,700円に、医師の宿日直勤務は1,500円引き上げ2万2,500円にするものでございます。

(4)期末手当の改正、第31条関係でございます。民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の年間支給月数を0.025月分引き上げるもので、令和7年12月期の支給割合を100分の125から100分の

127.5、定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の70から100分の72.5に引き上げるものでございます。

(5) 勤勉手当、第34条関係の改正でございますが、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.025月分引き上げるもので、令和7年12月期の支給割合を100分の105から100分の107.5、定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の50から100分の52.5に引き上げるものでございます。

次に、第2の第2条による改正で、1枚おめくりください。(1)、こちらも期末手当の改正、第31条関係でございますが、先ほど第1条の改正において御説明いたしました期末手当の引上げ分を令和8年度以降6月期及び12月期の支給割合を均等に割り振ることとし、100分の126.25、定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の71.25とするものでございます。

(2)の勤勉手当の改正、第34条関係でございますが、こちらも先ほど第1条の改正において説明いたしました勤勉手当の引上げ分につきまして令和8年度以降は6月期及び12月期の支給割合を均等に割り振ることとし、それぞれ100分の106.25、定年前再任用短時間職員にあっては100分の51.25とするものでございます。

なお、下段の参考表につきましては、ただいま御説明いたしました期末、勤勉手当に係る支給月数の変動内容となっております。

最後に、3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行するものですが、前記1の改正条例第1条につきましては令和7年4月1日から適用し、前記2、改正条例第2条につきましては令和8年4月1日に施行しようとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第6号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第6号 新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第5、「議案第7号 新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び「議案第8号 新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川総務課長。

〔総務課長 及川啓明君登壇〕

○総務課長(及川啓明君) ただいま上程されました議案第7号、議案第8号について御説明いたします。

初めに、議案第7号は、新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、議案第7号参考資料説明要旨により御説明いたしますので、もう一枚おめくりください。今回の改正につきましては、議案第6号で御説明いたしました一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正に準じた改正を行おうとするものでございます。改正条例につきましては、一般職員の給与条例同様2条構成となっております。どちらも期末手当の改正でございまして、初めに1の第1条による改正、第3条関係でございますが、本年12月期における期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、100分の230から100分の235に引き上げるものでございます。

次に、2の第2条による改正では、令和8年度以降における期末手当の支給割合を均等に割り振ることとし、6月期、12月期それぞれ100分の232.5とするものでございます。なお、特別職の期末手当につきましては一般職の期末手当、勤勉手当の合計支給割合が期末手当として支給されるもので、下の参考表には特別職の期末手当に係る支給月数の年度ごとの変動内容となっております。

次に、3の施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行するものですが、前記1の改正につきましては手当の基準日であります令和7年12月1日から適用し、前記2の改正につきましては令和8年4月1日に施行しようとするものでございます。

以上で議案7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号について御説明いたしますので、1枚おめくりください。議案第8号は、新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、こちらも参考資料により説明をさせていただきますので、もう一枚おめくりください。今回の改正につきましては、議案第6号で御説明いたしました一般職の期末手当の改正に伴い、議会議員の期末手当についてもこれに準じた改正を行おうとするものでございます。

1の期末手当の改正、第7条関係でございますが、一般職の本年12月期の支給割合の改正に伴い、期末手当の支給割合を0.025月分引き上げ、100分の250から100分の252.5に引き上げるものでございます。なお、議会議員の期末手当につきましては一般職6月期、12月期の期末手当の合計支給割合が12月期に支給されるもので、中段の参考資料表は議会議員の期末手当に係る支給月数の変動内容となっております。

2の施行期日でございますが、公布の日から施行し、手当の基準日であります令和7年12月1日から適用するものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第7号及び議案第8号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

初めに、「議案第7号 新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第8号 新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10分程度休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時38分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、「議案第9号 新ひだか町多世代交流センター条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山健康推進課長。

〔健康推進課長 中山雄一郎君登壇〕

○健康推進課長(中山雄一郎君) ただいま上程されました議案第9号について御説明をいたします。

議案第9号は、新ひだか町多世代交流センター条例制定についてございまして、新ひだか町多世代交流センター条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめぐりください。新ひだか町多世代交流センター条例でございます。

本条例は、条文全12条、附則全3項、別表1つで構成をしております。条例制定の要旨及び条例の概要につきましては条例制定説明要旨により御説明させていただきますので、4ページをお

開きください。本条例は、新ひだか町老人いこいの家を改修し、子どもから高齢者まで様々な世代による日常的な交流の中で相互理解や助け合いの意識を醸成し、心身の健全な成長や孤立の防止へとつなげていくことにより、誰もが支え合って暮らしていける地域共生社会の実現に資することを目的として設置する新ひだか町多世代交流センターに関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものでございます。

条例の第1条は、今申し上げました設置目的となっております、第2条はセンターの名称及び位置に関するものでございます。センターの名称を新ひだか町多世代交流センターとし、位置を新ひだか町静内緑町5丁目6番16号とするものです。

第3条は職員に関するものでございまして、センターにセンター長及び必要な職員を置くことができるとするものでございます。

第4条は、センターの事業に関するものでございまして、社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる児童育成支援拠点事業の実施のほか、多世代にわたる町民相互の交流や町民の生活及び文化の向上、健康増進など設置の目的を達成するために必要な事業を行うものでございます。なお、今御説明いたしました児童育成支援拠点事業につきましては、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対して当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業となっております。なお、これまで新ひだか町老人いこいの家を利用されていた方につきましても従前同様にセンターの利用は可能でございます。

第5条は、使用の申請、承認に関するものでございまして、センターを使用しようとする者はあらかじめ町長の承認を受けなければならないとするものでございます。ただし、児童育成支援拠点事業を利用する児童等につきましては、別途利用に関する相談等を経て居場所を提供するものであり、生活等の支援のために施設を利用することから、これを除くこととしております。また、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認めるときほか、使用が不適当と認められるときは承認をしないものとしております。

第6条は、目的外使用の禁止に関するもので、センターの使用を承認された者は目的外の使用を禁止とし、その権利を譲渡もしくは転貸してはならないものとするものでございます。

5ページを御覧ください。第8条、第9条及び第10条は、使用料に関するものでございまして、使用者は別表により算定された使用料を納付しなければならないこととしておりますが、児童育成支援拠点事業による利用児童は、事業の特性から無料とするものでございます。また、町長は特に必要があると認めるときは規則で定めるところにより使用料を減免し、または免除することができるもの、既に納入された使用料は還付しない、ただし使用者にやむを得ない事情があると町長が認めるときは規則で定めるところにより還付することができることとするものです。なお、使用料につきましては、老人いこいの家と同様に個人使用を100円、団体使用は500円として設定しております。

第7条及び第11条は、使用の停止や取消し、原状回復等に関するものでございまして、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認めるときほか、町長が使用を不適当と認めるときは使用の停止、または承認を取り消すことができるもの、また使用者は使用の停

止または取消しを受けたときは直ちに設備を原状に復さなければならないこととするものでございます。

次に、附則でございますが、附則の第2項及び第3項はこの条例の制定に伴い廃止、改正する関係条例でございますが、第2項は新ひだか町老人いこいの家条例を廃止するもの、第3項は議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正でございますが、別表第1に掲げる公の施設のうち「いこいの家」を「多世代交流センター」に改めるものでございます。

本条例の施行期日につきましては、令和8年3月1日から施行しようとするものでございます。

以上で「議案第9号 新ひだか町多世代交流センター条例制定について」の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

議案第9号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第9号 新ひだか町多世代交流センター条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第10号 新ひだか町墓地条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野生活環境課長。

〔生活環境課長 小野和寿君登壇〕

○生活環境課長(小野和寿君) ただいま上程されました議案第10号について御説明いたします。

議案第10号は、新ひだか町墓地条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、新ひだか町墓地条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町墓地条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、参考資料の条例改正説明要旨により御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。今回の改正につきましては、近年のいわゆる終活ブームの浸透により生前にお墓を建てたいという要望があることから、生前においても一定の要件を満たす場合には町営墓地の使用を認めるため、新ひだか町墓地条例の一部を改正しようとするものでございます。

1の使用許可の見直しに伴う改正でございますが、墓地の申請について、死亡者の遺族が申請するものとする条例第3条第2項の条文を削るものでございます。条文の削除により死亡者の遺族に限定されていた墓地の使用申請が申請者の規定がなくなり、生前に自身のお墓を建てることとができますこととなります。

次に、2の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでござ

います。

以上で議案第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第10号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第10号 新ひだか町墓地条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第8、「議案第11号 新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町立病院事務長。

〔新ひだか町立病院事務長 渡辺智之君登壇〕

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) ただいま上程されました議案第11号について御説明いたします。

議案第11号は、新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定でございまして、新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧願います。新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、議案第11号参考資料、条例改正説明要旨により御説明いたしますので、恐れ入りますが、2ページを御覧願います。新ひだか町立三石国民健康保険病院歌笛診療所は、昭和33年の開設以来本院までの通院が困難な方々に必要な医療を提供してきたところでございます。現在でも月2回三石国民健康保険病院から医師及び看護師等が赴いて診療を行っているところですが、人口減少や人材不足など地域医療を取り巻く厳しい状況を踏まえて、令和6年2月に策定した新ひだか町公立病院経営強化プランでは施設での診療から在宅医療に転換することとしており、これまでに令和5年度からは訪問診療を、令和6年度からは訪問看護の提供を開始し、三石地区における在宅医療の提供に向けて一定の体制を整備することができましたことから、令和7年度末をもって歌笛診療所を廃止するため、必要な条例改正を行うものでございます。

最初に、1の名称及び位置の改正として、歌笛診療所の廃止に伴いその名称及び位置に関する文言を削除するとともに、必要な文言整理を行うものでございます。

次に、2の施行期日は、令和8年4月1日でございます。

最後に、3でございますが、当該条例の一部改正に伴い新ひだか町病院事業使用料及び手数料条例の改正も必要となりますので、①診療所に関する文言の削除、②歌笛診療所を廃止する際、その使用料、手数料に未収金がある場合には、なお従前の例により取り扱うことができるよう経過措置を設けるものとして、併せて附則により改正しようとするものでございます。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第11号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第11号 新ひだか町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号及び議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第9、「議案第12号 日高中部衛生施設組合の解散について」及び「議案第13号 日高中部衛生施設組合の解散に伴う財産処分について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野生活環境課長。

〔生活環境課長 小野和寿君登壇〕

○生活環境課長(小野和寿君) ただいま上程されました議案第12号について御説明いたします。

議案第12号は、日高中部衛生施設組合の解散についてでございます。地方自治法第288条の規定により令和8年3月31日をもって日高中部衛生施設組合を解散することについて同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

1枚おめくりいただき、参考資料を御覧ください。日高中部衛生施設組合の解散についての説明要旨でございます。当町が加入している日高中部衛生施設組合が構成町による協議の結果解散し、令和8年4月1日付で日高中部広域連合に統合するため、日高中部衛生施設組合を解散することについて地方自治法290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

以上で議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号について御説明いたします。議案第13号は、日高中部衛生施設組合の解散に伴う財産処分についてでございます。地方自治法第289条の規定により令和8年3月31日をもって日高中部衛生施設組合を解散することに伴い、同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、参考資料の財産処分についての説明要旨により御説明申し上げますので、3ページを御覧ください。当町が加入している日高中部衛生施設組合が構成町による協議の結果

解散し、令和8年4月1日付で日高中部広域連合に統合するため、日高中部衛生施設組合を解散することに伴う財産処分について地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、財産処分する財産につきましては、1ページから2ページに記載のとおりでございます。日高中部衛生施設組合の財産を全て日高中部広域連合に帰属させるものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第12号及び議案第13号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

初めに、「議案第12号 日高中部衛生施設組合の解散について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第13号 日高中部衛生施設組合の解散に伴う財産処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第10、「議案第14号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村岡福祉課長。

〔福祉課長 村岡幸栄君登壇〕

○福祉課長(村岡幸栄君) ただいま上程されました議案第14号について御説明申し上げます。

議案第14号は、日高中部広域連合規約の一部を変更する規約についてでございます。地方自治法第291条の11の規定に基づき、日高中部広域連合規約を別紙のとおり変更することについて関係町の議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。日高中部広域連合規約の一部を変更する規約でございます。

変更する規約の詳細につきましては、議案第14号参考資料の日高中部広域連合規約の一部を変更する規約説明要旨により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、3ページを御覧ください。今回の規約変更につきましては、現在新冠町と新ひだか町の2町で構成しております日高中部広域連合と日高中部衛生施設組合の2つの団体について、事務所の所在地が同一場所であることやそれぞれの団体の職員などが一部重複していることなどから、限られた職員数で行政サービスを

維持するためにも共通、類似した事務を集約し、様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応していくことを目的とし、日高中部広域連合に日高中部衛生施設組合を編入することに伴い、日高中部広域連合規約の一部を変更するものでございます。

1の変更内容については3点ございまして、いずれも日高中部衛生施設組合の編入に伴うものであります。1点目は、広域連合の処理する事務の変更でございまして、条文は第4条、第5条関係でございまして、日高中部衛生施設組合の編入に伴い新たに処理する事務を追加し、併せて広域計画作成についての項目を変更するものでございます。

2点目は、広域連合の組織の変更でございまして、条文は第11条、第12条関係でございまして、日高中部衛生施設組合の編入に伴い施設の改編を行い、関係町である新冠町副町長を参与に加えらるる変更を行うものでございます。

3点目は、広域連合の経費の支弁方法の変更でございまして、条文は第18条関係でございまして、日高中部衛生施設組合の編入に伴い両団体でそれぞれ決定しておりました関係町の支弁方法、いわゆる、負担割合について考え方を統一し、その内容を改めるものでございます。

次に、2の施行期日でございまして、この規約は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、3の事務の承継でございまして、令和8年3月31日をもって解散される日高中部衛生施設組合で行っております事務について、日高中部広域連合において承継するものでございます。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第14号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第14号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第11、「意見書案第14号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、建部君。

〔3番 建部和代君登壇〕

○3番(建部和代君)

令和7年12月9日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 建 部 和 代
賛成者 同 上 池 田 一 也

議案の提出について
次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第14号)

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書について

提案理由

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急、小児、周産期等の医療の実施、さらには感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしている。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では行政の財政負担がなければ持続的な運営はできない。

よって国におかれては、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、以下の事項について早急かつ具体的に対応するよう強く要望する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 各 通
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

皆さん、御審議よろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 次に、日程第13、「意見書案第15号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、建部君。

[3番 建部和代君登壇]

○3番(建部和代君)

令和7年12月9日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 建部和代
賛成者 同 上池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第15号)

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について

提案理由

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、以下の事項について取り組むことを強く求める。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 各通
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

御審議よろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福嶋尚人君) 日程第13、「委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、委員会で審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福嶋尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和7年第7回新ひだか町議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時11分)